

別紙 3

行政手続法が適用される（法令に根拠がある）処分基準（不利益処分の基準）は次のとおりです。

個票番号	処 分 名	根拠法令名	根拠条項	処分基準	所管部署	備 考
501	補助金等の返還命令	社会福祉法（昭和26年法律第45号）	第58条第3項	×ア	保健福祉課社会福祉係	
502	児童手当支給の制限	児童手当法（昭和46年法律第73号）	第5条、第10条	×ア	保健福祉課児童福祉係	
503	児童手当支給の差止め	児童手当法（昭和46年法律第73号）	第11条	×ア	保健福祉課児童福祉係	
504	児童手当支払の調整	児童手当法（昭和46年法律第73号）	第13条	×ア	保健福祉課児童福祉係	
505	児童手当不正利得の徴収	児童手当法（昭和46年法律第73号）	第14条	×ア	保健福祉課児童福祉係	
506	子育て支援事業に関する事務の適正な実施のための監督上の命令	児童福祉法（昭和22年法律第164号）	第21条の13	×イ	保健福祉課児童福祉係	
507	損害賠償受給額返還命令	予防接種法（昭和23年法律第68号）	第18条第2項	×ア	保健福祉課健康づくり係	
508	不正受給者給付額徴収	予防接種法（昭和23年法律第68号）	第19条第1項	×ア	保健福祉課健康づくり係	
509	予防接種実費徴収	予防接種法（昭和23年法律第68号）	第28条	×ア	保健福祉課健康づくり係	
510	障害年金給付額改定	予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）	第15条	×ア	保健福祉課健康づくり係	
511	障害福祉サービス等の費用の徴収	児童福祉法（昭和22年法律第164号）	第56条第2項	×ア	保健福祉課障害福祉係	
512	更生に必要な指導措置の解除	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）	第17条の2第1項第3号	×ア	保健福祉課障害福祉係	
513	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置の介助	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）	第18条	×ア	保健福祉課障害福祉係	
514	障害福祉サービス等の費用の徴収	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）	第38条第1項	×ア	保健福祉課障害福祉係	
515	知的障害者の入所費用の徴収	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）	第27条	×ア	保健福祉課障害福祉係	
516	不正利得の徴収	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）	第8条	×ア	保健福祉課障害福祉係	

個票番号	処 分 名	根拠法令名	根拠条項	処分基準	所管部署	備 考
517	支給決定の取消し	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）	第25条第1項	×ア	保健福祉課障害福祉係	
518	支給認定の取消し	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）	第57条第1項	×ア	保健福祉課障害福祉係	
519	特定障害者特別給付費等の支給の取消し	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）	第34条の6第1項	×ア	保健福祉課障害福祉係	
520	要介護認定の取消し	介護保険法（平成9年法律第123号）	第31条第1項	×ア	保健福祉課介護保険係	
521	要支援認定の取消し	介護保険法（平成9年法律第123号）	第34条第1項	×ア	保健福祉課介護保険係	
522	保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例	介護保険法（平成9年法律第123号）	第69条第1項	×ア	保健福祉課介護保険係	
523	措置命令①	介護保険法（平成9年法律第123号）	第78条の9第3項	×ア	保健福祉課介護保険係	
524	措置命令②	介護保険法（平成9年法律第123号）	第115条の18第3項	×ア	保健福祉課介護保険係	
525	措置命令③	介護保険法（平成9年法律第123号）	第115条の28第3項	×ア	保健福祉課介護保険係	
526	指定の取消し等①	介護保険法（平成9年法律第123号）	第78条の10	×ア	保健福祉課介護保険係	
527	指定の取消し等②	介護保険法（平成9年法律第123号）	第115条の19	×ア	保健福祉課介護保険係	
528	指定の取消し等③	介護保険法（平成9年法律第123号）	第115条の29	×ア	保健福祉課介護保険係	
529	特定教育・保育施設の確認の取消	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）	第40条第1項	×ア	保健福祉課児童福祉係	
530	特定地域型保育事業者の確認の取消	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）	第52条第1項	×ア	保健福祉課児童福祉係	

※「処分基準」欄の記載内容は、次のとおりです。

①「○」 処分基準を設定している。

②「×」 処分基準を設定していない。

ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの

イ：処分の実績が無い又は将来的に見込みの無いもの

ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの